

大牟田市電気自動車用充電設備等導入事業概要書

1. 事業の名称

大牟田市電気自動車用充電設備等導入事業（以下「本事業」という。）

2. 事業の目的

本市では、令和5年3月に「環境基本計画」及び「地球温暖化対策実行計画」を策定し、ゼロカーボンシティを目指して脱炭素社会の実現に向けた取組みを進めている。

本事業は、電気自動車の普及を促進するため、民間事業者と連携して、公共施設に電気自動車用充電設備等（以下「充電設備等」という。）の設置を図ることを目的に実施する。

3. 充電設備を設置する施設

充電設備等を設置する施設は、市内の公共施設のうち、原則として別紙の候補施設の駐車場から場所を選択し、設置台数等を提案する。設置施設は複数提案してもよい。

なお、候補施設以外の施設をあわせて提案することを妨げない。

また、最終的に設置する場所（位置）及び充電器の設置台数等は、最優先交渉権者決定後に協議により決定する。

4. 充電設備の種類

急速充電器（経済産業省の補助事業の対象となるものに限る。）

5. 事業の内容

本事業は、市民等が利用可能な充電設備等の整備について、市が所有する施設の駐車場を活用して行うものとし、充電設備等の設計、設置工事、維持管理、充電設備等の利用システム等の整備及び運用に係る費用は、事業者の負担とする。

（1）市は、充電設備等の設置に必要な用地等について、関係する条例等の規定に基づき使用を許可するものとし、使用にあたっては使用料を徴収する。なお、使用の許可等については、毎年度申請を行うものとする。

（2）事業者は、施設の駐車場区画や契約電力等を十分に考慮し、施設の電力使用設備の運用に支障をきたすことのないよう充電設備等の規模を提案するものとする。

（3）事業者は、利用者から利用料を徴収し、利用料金については、事業者が提案するものとする。

（4）利用料金の支払いは、クレジットカードやQRコード決済またはそれらと連携

した自社アプリでの決済が可能であるなど利便性の高い決済システムとすること。

(5) 苦情や事故発生時の対応については、事業者が責任をもって行うこと。また、速やかに対応できる体制を整えること。

(6) 事業者は、充電設備等の利用により生じた電気料金を負担するものとする。
なお、市が充電設備等の利用に必要な電力を提供し、事業者が当該使用電力分の電気料金相当額を市に対して精算する場合は、事業者が当該電気料金を負担したものとする。

6. 本事業の実施期間

(1) 供用開始時期

充電設備等の供用を開始する時期は、市と事業者との協議により決定するものとする。

(2) 事業期間

事業期間は、契約締結の日の翌日から起算して、5年以上の複数年とし、事業期間中は事業者の責任において、充電設備等の維持管理及び運営を行うものとする。なお、事業期間終了後の取扱いは双方の協議によるものとし、協議の結果、事業を終了することとなった場合は、事業者の負担により充電設備等を撤去するとともに設置場所の原状回復を行うものとする。

7. 本事業の実施に伴う条件等

(1) 本事業の実施にあたっては、事業者において、国の補助事業（令和6年度のクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金）を活用するものとする（申請など必要な手続きは事業者が行う）。

ただし、補助金が取得できず、令和6年度中の設置が困難である場合は、令和7年度中の設置について市に提案を行うこととする。

(2) 充電設備等の設計・整備・運用管理、保守メンテナンス等、充電設備等の運用に係る一切を事業者の負担により行う。また、第三者との間における紛争等に関しては、事業者として責任ある立場で解決するものとし、市は一切の責任を負わない。

(3) 充電設備等の整備等に係る各種の手続きに要する費用は、事業者の負担とする。

(4) 充電設備等の整備にあたっては、事業者は、事前に充電設備等の仕様、施工方法等を記した施工計画書を市に提出し、市の承諾を得るものとする。

- (5) 設置工事は、施設の運用を維持したまま行うものとし、やむを得ず停電作業等が必要な場合は、事前に市と協議を行うものとする。
- (6) 充電設備の利用状況（利用者数、電気使用量等）の実績がわかる報告書を翌年度の5月末までに市に提出するものとする。
- (7) 本事業を実施するにあたり、事業者が市との間に取り交わす契約等に定める義務を履行しない場合には、契約等を解除することがある。この場合、事業者の責任と負担により速やかに原状回復を行うものとする。
- (8) 事業者は、充電設備等の運転開始前後に事故等の発生を確認した場合は、速やかに市に連絡したうえで責任をもって対応し、その結果を市に報告するものとする。また、利用者等から事故等の連絡を受けた場合についても同様とする。
- (9) 事業者は、施設の建物や電気系統に損傷又は損害を与えた場合や充電設備等の整備及び管理に関する市との合意事項（契約書、市有財産使用許可書等において定める事項）に適合していないことにより施設等に損害を与えた場合その他事業者の責めに帰すべき理由により市が損害を被った場合は、事業者がその損害を賠償する義務を負うものとする。
- (10) 事業者は、本事業を継続出来なくなった場合は、事業者の負担により責任をもって原状回復を行うものとする。ただし、市が適切と認めた新たな事業者に権利及び義務を継承させることが出来るものとする。
- (11) 事業者は、関係法令等を遵守するものとする。
- (12) 充電設備等の整備等にあたっては、別に市と契約を締結するものとする。

8. 業務実施にかかる留意事項

(1) 個人情報の保護等

事業者は、業務の遂行にあたっては本業務の実施に関して知り得た秘密を厳守し、個人情報等の漏れがないよう機密保持に万全を期するものとする。また、委託業務終了後も同様とする。

(2) 委託業務終了後の対応

委託業務終了後、業務内容等に本市から質疑がある場合は、誠実な対応をすること。

9. 協議

この業務にあたり、疑義が生じた場合又は定めのない事項で協議の必要がある場合等は、事業者は本市と協議を行うこと。

10. 情報公開請求について

提出された書類は、参加者に無断で本業務以外の用途に使用しないが、情報公開請求があった場合には、大牟田市情報公開条例（平成 15 年条例第 37 号）に基づき原則として市政情報を全部公開としていることから、本業務実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。しかし、同条例第 7 条により、個人に関する情報又は事業者その他の団体に関する情報を公にすることにより、事業者等の事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開となる場合があるため、この情報に該当する部分がある場合には、あらかじめ、文書により申し出ること。ただし、申し出があった該当箇所の一部又は全部の公開・非公開の取り扱いについては、本市が決定するものとする。

充電設備等設置候補施設一覽

No.	施設名称	施設所在地
1	諏訪公園	大牟田市岬町1－3
2	大牟田市動物園	大牟田市昭和町163